

機能性等に着目した地域振興作物の生産拡大に関するシンポジウム

機能性等を活用した農産物の高付加価値化

2018年2月14日



株式会社グローバルニュートリショングループ 代表取締役 武田 猛
東京都豊島区西池袋5-17-11 ルート西池袋ビル8F TEL: 03-5944-9813 / FAX: 03-5944-9814

自己紹介



株式会社グローバルニュートリショングループ 代表取締役 武田 猛（たけだ たけし）

【略歴】

1963年 大阪市に生まれる

1986年 アピ株式会社入社

1998年 サニーヘルス株式会社入社

2004年（株）グローバルニュートリショングループ設立

- ・健康・栄養食品やサプリメントなどに関連したビジネスのコンサルティング
- ・現在まで、国内外合わせて450件以上のプロジェクトを実施



- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー
- ・ 東京商工会議所 中小企業海外展開アドバイザー
- ・ 消費者庁「栄養表示義務化及び食品の新たな機能性表示創設に伴う消費者教育の在り方に関する検討事業」ワーキンググループ委員
- ・ 愛媛県「機能性食品等開発促進・販路開拓事業」アドバイザー
- ・ 沖縄県「健康食品ブランド化推進基盤構築事業」アドバイザー
- ・ 平成29年度「食産業における機能性農産物活用促進事業」検討委員会委員長

中小機構

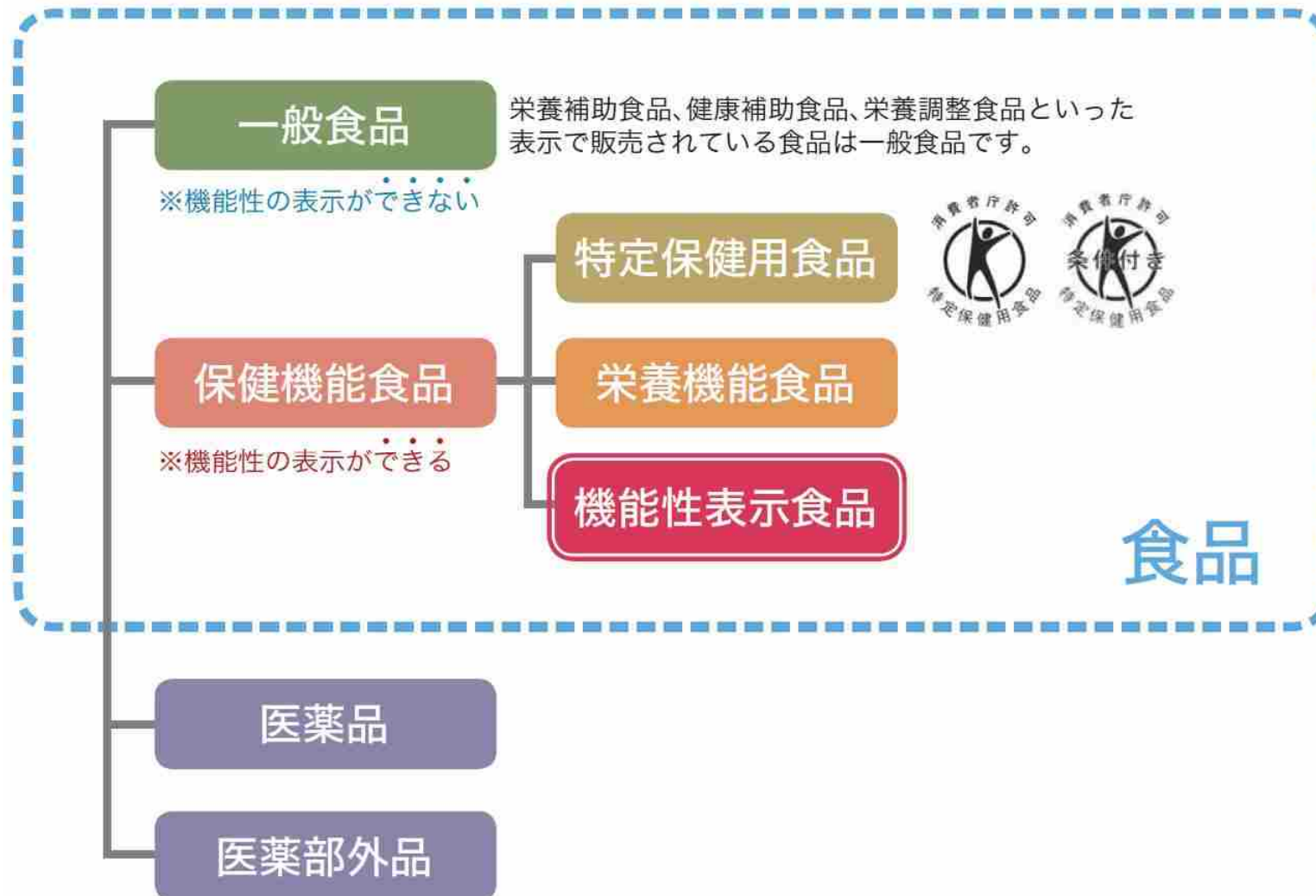


そもそも、食品の機能性とは？

機能	
1次機能 (栄養機能)	カロリー、タンパク質、脂肪、糖質、ビタミン等必要な栄養素を補給して生命を維持する機能
2次機能 (嗜好・食感機能)	色、味、香り、歯ごたえ、舌触りなど食べた時においしさを感じさせる機能
3次機能 (生体調節機能)	生体防御、体調リズムの調節、老化制御、疾患の防止、疾病の回復調節など生体を調節する機能

但し、3次機能は、法律で表示できる範囲が限定されている
⇒ 「健康の維持・増進」の範囲を超えてはいけない

食品の機能性表示制度の位置付け



出所：消費者庁「機能性表示食品制度が始まります！」

食品の機能性表示制度の比較表



	認証方式	対象となる成分	可能な機能性表示
特定保健用食品	国による個別許可	作用機序が明らかになっている成分	健康の維持、増進に役立つ、又は適する旨を表示(疾病リスクの低減に資する旨を含む) 例: 糖の吸収を穏やかにします。
栄養機能食品	自己認証(国への届出不要) 対象成分及び含有量の基準は国が策定	ビタミン13種類、ミネラル6種類、脂肪酸1種類	栄養成分の機能の表示(成分ごとに国が定める定型文) 例: カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。
機能性表示食品	事前届出制(販売前に国への届出が必要)	作用機序が明らかになっている成分 (栄養成分を除く)	健康の維持及び増進に役立つ旨又は適する旨(疾病リスクの低減に係る旨を除く) 例: A(機能性関与成分)が含まれ、Bの機能があることが報告されています。

出所: 消費者庁「第1回 機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」資料2を基に作成

日本再興戦略 平成25年6月14日 閣議決定



- 食の有する健康増進機能の活用 ⇒ 「規制改革実施計画」
- いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、**企業等の責任**において**科学的根拠をもとに機能性を表示**できる新たな方策について、**今年度中に検討を開始し、来年度中に結論を得た上で実施する**。検討に当っては、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる**米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考**にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に行う。
- 食の有する健康増進機能の解明・評価や、健康増進機能を有する食材・食品の開発・普及促進を図る。

機能性表示をめぐる動向～成長戦略～

- 6月14日取りまとめ
 - 骨子案(5月29日公表)
 - **国民の健康寿命*の延伸**: 予防サービスや健康管理の充実(健康寿命伸長産業の育成など)
- 「健康・医療戦略推進本部」の設置
 - 8月2日、政府は「健康・医療戦略推進本部」の設置を決めた。**健康寿命世界一**を達成すると同時に、健康、医療分野産業を育成し日本の経済の成長に寄与することを目指す。
 - 同推進本部は、6月14日に決定した「日本再興戦略」と「健康・医療戦略」に基づき設置、安倍首相を本部長に全閣僚で構成。健康・医療に関する成長戦略推進のほか、
 - 医療分野における研究開発の指令塔となる。

トクホ、機能性表示食品比較(2018年2月6日現在)



	トクホ	機能性表示食品
施行	1991年9月	2015年4月
許可件数／届出件数	1,077***	1,227品
企業数	165社***	376社
(機能性)関与成分数	95*	111*
機能性の種類	11種類**及び その組合せ	31種類**及び その組合せ

*複数の成分の組合せの場合も1成分としてカウント

**GNGによる分類

***消費者庁公開のデータに基づく

出所: (株)グローバルニュートリショングループ調査

景品表示法

○優良誤認表示の禁止（4条1項1号）

商品の品質、規格その他の内容について、実際のものや競争事業者のよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示を禁止

○不实証広告規制（4条2項）

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる
⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる

健康増進法

○誇大表示の禁止（31条1項）

何人も、食品の健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させる表示を禁止

食品表示法

○食品表示基準（表示禁止事項のうち主なもの）

- 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 機能性表示食品にあつては、次に掲げる用語
 - ・ 疾病の治療効果又は予防効果を標榜する用語
 - ・ 消費者庁長官に届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語
 - ・ 消費者庁長官の評価、許可等を受けたものと誤認させるような用語
- 栄養成分の機能を示す用語
- 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語
- その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

留意事項（消費者庁HP掲載の資料）

1. 景品表示法及び健康増進法

- 1-① いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について
- 1-② 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針－不实証広告規制に関する指針－
- 1-③ インターネットにおける「機能○○食品」等の表示に対する改善要請等について

2. 特定保健用食品

- 2-① 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領
- 2-② 特定保健用食品の表示に関するQ & A

3. 食品表示法（食品表示基準）

- 3-① 食品表示基準について
- 3-② 食品表示基準Q & A

4. 機能性表示食品

- 4-① 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
- 4-② 機能性表示食品の届出書作成に当たっての留意事項
- 4-③ 消費者の皆様へ「機能性表示食品」って何？
- 4-④ 食品関連事業者の方へ「機能性表示食品」制度がはじまります！

<広告に関する問合せ先>

消費者庁表示対策課食品表示対策室
03-3507-8800（代表）

※ 詳しくは最寄りの保健所にもお尋ねください。

機能性表示食品の広告等に関する主な留意点

（平成27年6月19日公表）



いわゆる健康食品の広告等については、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を消費者庁ウェブサイトで公表しています。新制度による機能性表示食品の広告等について、景品表示法、健康増進法及び食品表示法上で留意すべき点を整理しました。

- 機能性表示食品の広告は、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に基づき届け出た内容に即したものとし、景品表示法及び健康増進法にも御留意ください。

> 届出表示の省略・簡略化について

- 1 商品自体に機能があるとの根拠を有していないにもかかわらず、届出表示の一部を省略することにより、あたかも、商品自体に機能があるかのように示す広告は、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-①）
- 2 例えば、届出表示が「本品には〇〇（機能性関与成分の名称）が含まれます。〇〇には、血中コレステロールを低下させる機能があることが報告されています。」であるにもかかわらず、「コレステロールを下げる。」と広告した場合、消費者は商品自体に「コレステロールを下げる」機能があると期待すると考えられますから、このような広告は景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項 1-①、2-②）

> 届け出た機能性関与成分以外の成分の機能を強調した広告について

- 1 届け出た機能性関与成分以外の成分を強調することにより、あたかも、当該成分が機能性関与成分であるかのように示す広告は、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-①、3-①）
- 2 例えば、機能性関与成分が「難消化性デキストリン」のみであるにもかかわらず、「難消化性デキストリン及び大豆イソフラボンが含まれるので内臓脂肪を減らすのを助ける機能があります。」と広告した場合、消費者は「大豆イソフラボン」も機能性関与成分であるとの印象を抱くと考えられるため、このような広告は景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-①、3-①）

> 生鮮食品や加工食品に関して、機能性表示食品として届出をせずに、当該食品の機能を標ぼうすることについて

- 1 機能性表示食品（保健機能食品）以外の食品において、「機能〇〇食品」等とした上でその商品の機能を標ぼうすることなどにより、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をするときは、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-①、1-③）
また、保健機能食品と紛らわしい名称等の表示を禁止する食品表示基準にも違反するおそれがあります。（留意事項：2-②）
- 2 また、販売に供する食品につき、特定の保健の用途に適用する旨の表示をしようとする者は、消費者庁長官の許可を受けなければならないと定めた健康増進法26条1項にも留意する必要があります。（留意事項：1-①）

> 店頭POPで生鮮食品の機能を表示することについて

- 1 機能性表示食品として届け出た生鮮食品について、店頭POPでその機能を表示することが直ちに景品表示法及び健康増進法上問題となるものではありません。（留意事項：1-①）
- 2 もっとも、実際のものよりも著しく優良であると誤認される表示をしたり、健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をするときは、景品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-①）

- 機能性表示食品の広告や容器包装を作成する場合には、以下の点にも御留意ください。

景品表示法及び健康増進法上の留意点（広告）

機能性表示食品の広告にあつては、消費者に過度な期待を与えないよう、事実をありのまま表示することが大切です。

- 景品表示法や健康増進法は、消費者に著しく優良であると誤認される表示や著しく事実と相違する表示を禁止しています。「誤認」とは、表示から受ける消費者の印象や期待と実際のものが乖離していることをいい、その誤認の程度が「著しい」場合にそれぞれの法律に違反することとなります。特定の用語や文言等を一律に禁止するものではありません。

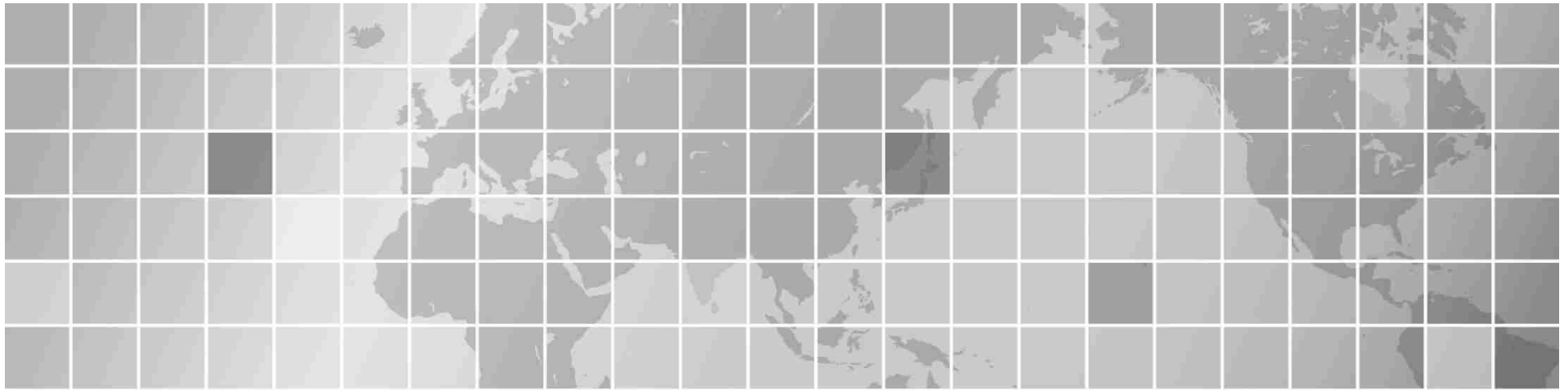
機能性表示食品の広告における留意点

- > 届け出た表示内容の範囲を超える表示しないこと（機能性関与成分以外の成分を強調する用語を用いない等）
- > 医薬品や特定保健用食品と誤認されないように必要な事項を表示すること（疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない等）

食品表示法上の留意点（容器包装）

一般消費者の誤認を招くものではなく、一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとするのが大切です。

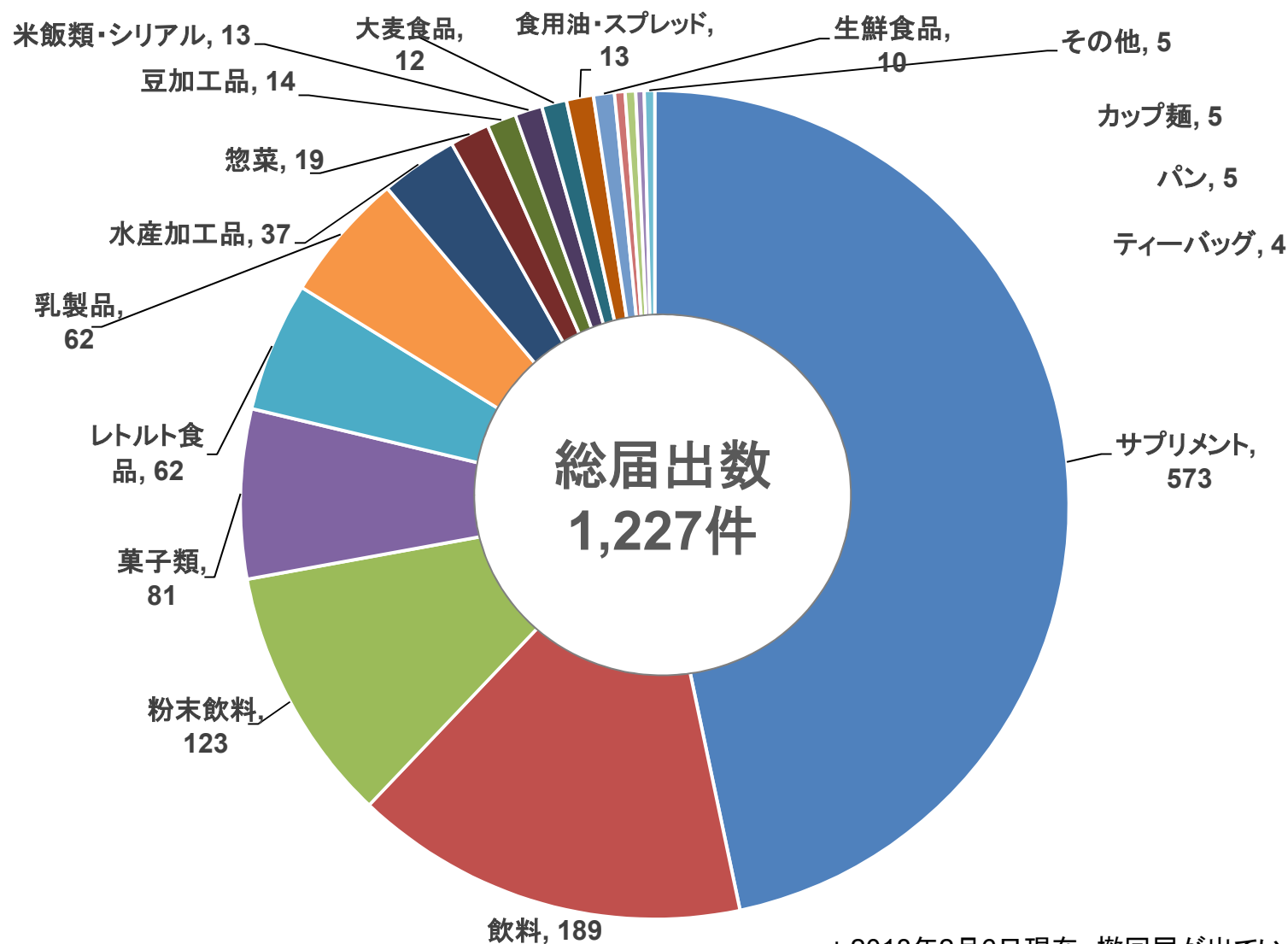
- 食品表示法に基づく食品表示基準は、食品関連事業者等が表示すべき事項（アレルゲン、消費期限、原材料等）や食品関連事業者等が遵守すべき事項を定めています。
- 機能性表示食品の容器包装には、食品表示基準や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに基づいて適切な表示をする必要があります。



農産物の機能性表示食品、栄養機能食品

機能性表示食品届出状況(商品形態別)

1,227件(サプリ573、加工食品642、生鮮12)



* 2018年2月6日現在。撤回届が出ている商品は除く

2015年4月より、生鮮品も栄養機能食品の対象に

キウイフルーツ



さぬきゴールド(JA香川県)

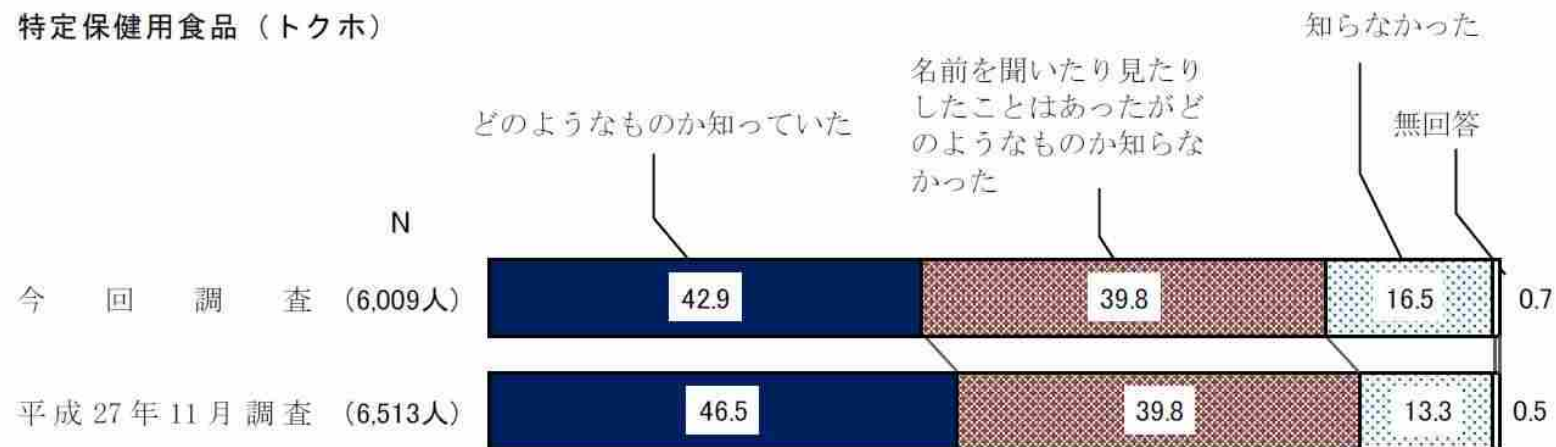
栄養成分:ビタミンC、ビタミンE

「ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。」

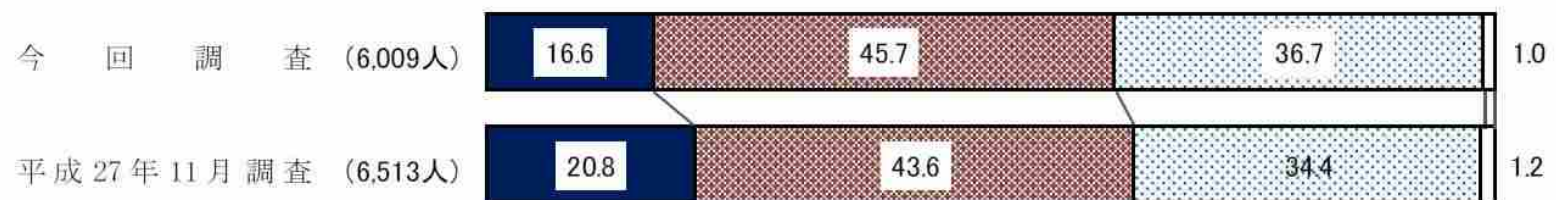
「さぬきゴールド」には、一般のキウイフルーツに比べ、3倍のビタミンCと1.3倍のビタミンEが含まれている

保健機能食品の認知度(時系列)

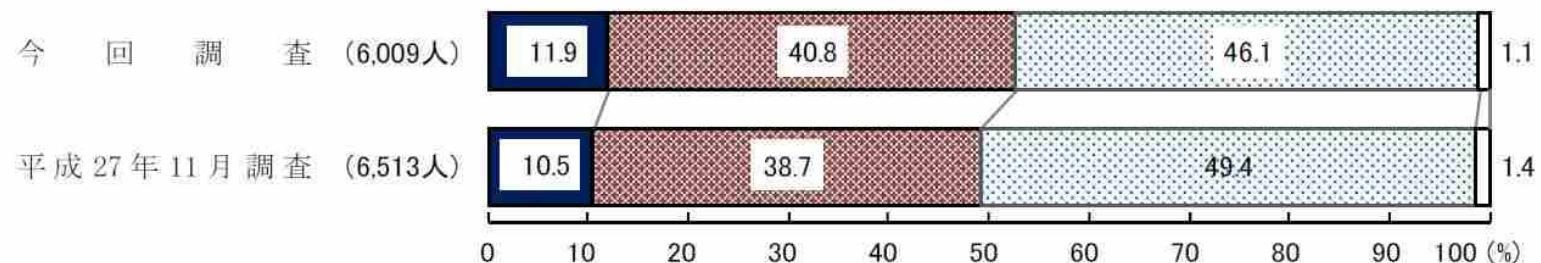
(ア) 特定保健用食品 (トクホ)



(イ) 栄養機能食品



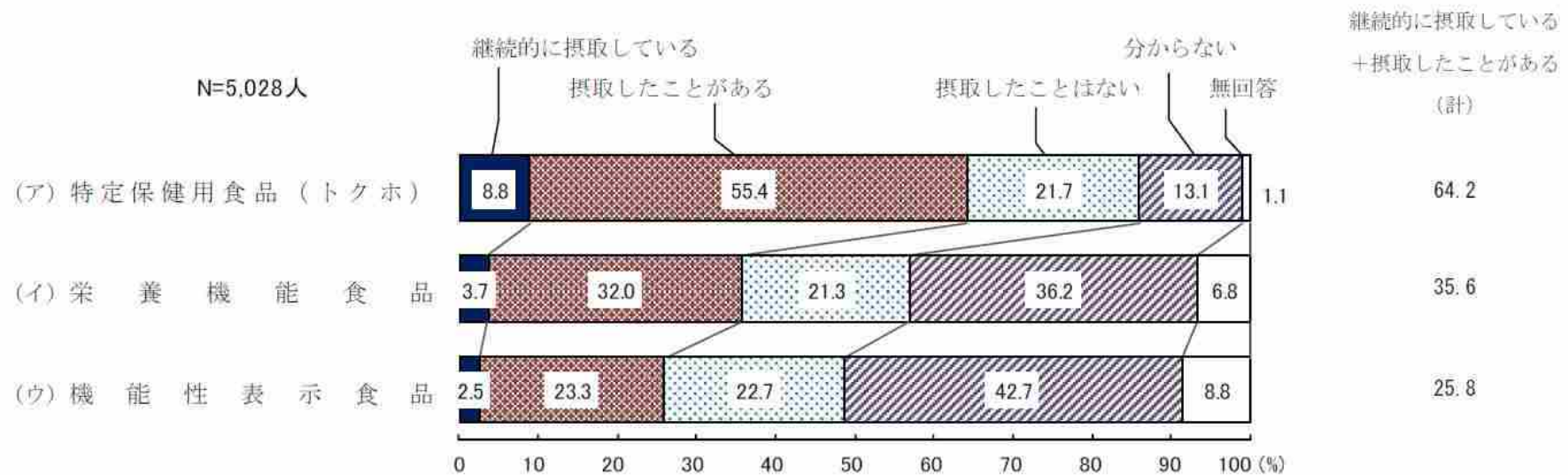
(ウ) 機能性表示食品



出所:「平成28年度消費者意識基本調査」

今回調査:平成28年11月実施

最近1年間の保健機能食品の摂取の有無

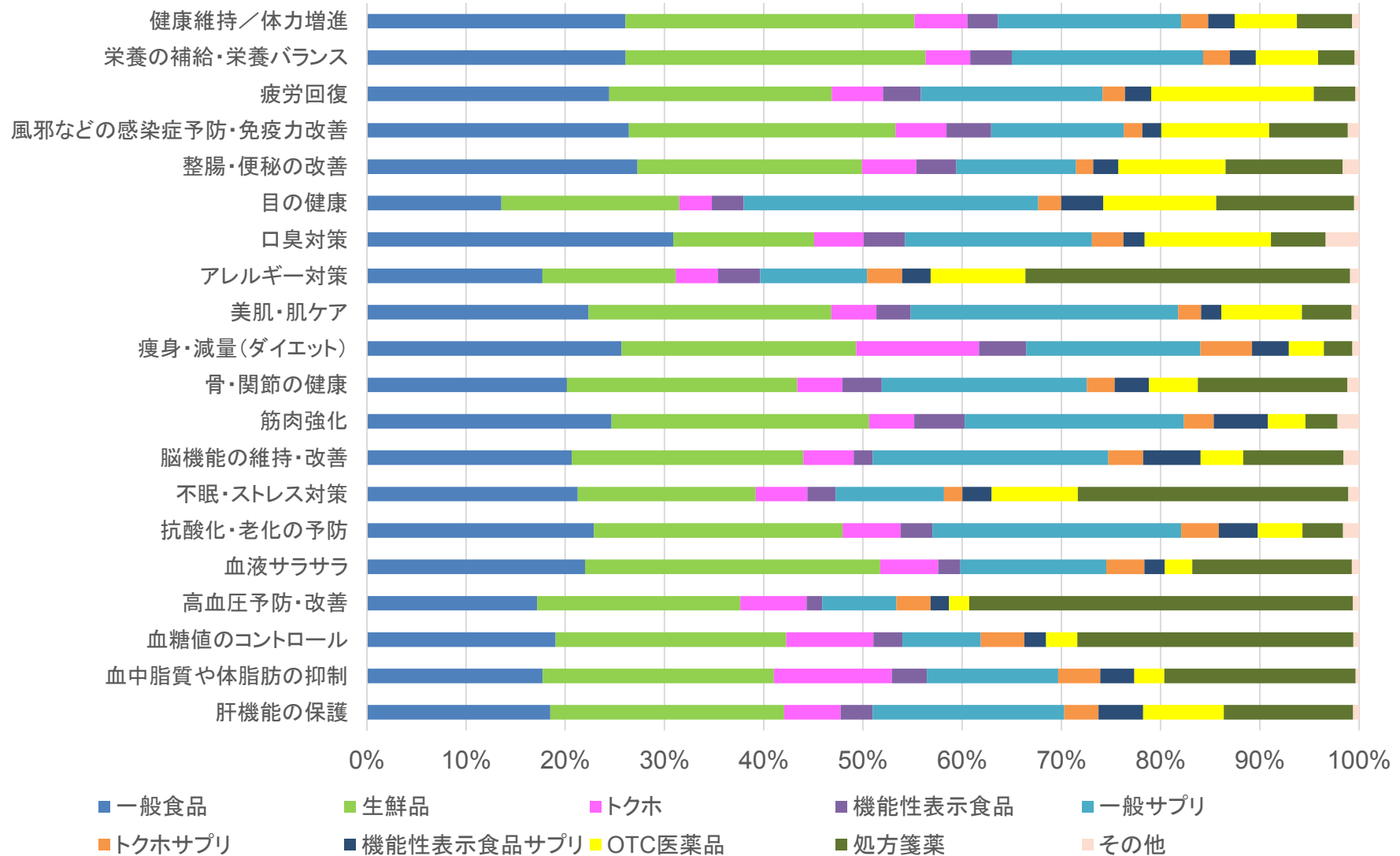


ヘルスベネフィット別ヘルスケアフーズのカテゴリ別構成



Q : あるヘルスベネフィット（目の健康）に対して、あなたが普段、以下を意識して食べたり飲んだりしているものは何ですか。（MA）

（述べ利用者数ベース）



出典：「健康食品・サプリメント+ヘルスケアフード使用自体調査レポート 2017年版」を基に作成

健康目的での生鮮食品の利用品目

健康目的での生鮮食品の品目別利用者割合(MA)(単位:%)

1	トマト・ミニトマト	59.6
2	キャベツ	52.1
3	青背魚	49.4
4	たまねぎ	47.4
5	にんじん	47.1
6	バナナ	45.9
7	卵	45.4
8	しいたけ	42.9
9	ブロッコリー	42.9
10	しめじ	38.2
11	じゃがいも	37.9
12	ごぼう	37.8
13	レタス	37.6
14	りんご	37.5
15	きゅうり	37.4
16	ほうれん草	37.4
17	大根	37.3
18	しょうが	35.8
19	えのきたけ	35.5
20	大豆	35.3

21	なす	34.6
22	ピーマン	33.8
23	鶏肉 むね	33.3
24	枝豆	33.1
25	豚肉 赤身	32.2
26	かぼちゃ	31.3
27	オクラ	30.4
28	もやし	30.4
29	ねぎ・小ねぎ	30.4
30	赤身魚	30.4
31	にんにく	29.5
32	小松菜	29.3
33	鶏肉 ささみ	28.9
34	牛肉 赤身	28.5
35	白身魚	27.6
36	れんこん	25.9
37	エリンギ	25.0
38	みかん	24.7
39	鶏肉 もも	24.6
40	さつまいも	24.4

41	やまいも・ながいも等	23.8
42	キウイ	23.6
43	ニラ	23.1
44	しそ・大葉	22.7
45	なめこ	22.4
46	白菜	22.3
47	梨	21.5
48	里芋	20.8
49	えび・イカ・たこ	20.3
50	小魚	19.8
51	にがうり・ゴーヤー	19.4
52	豚肉 その他	18.8
53	ぶどう	18.7
54	いちご	18.6
55	アボガド	17.6
56	とうもろこし	17.3
57	桃	16.9
58	ブルーベリー	16.8
59	パプリカ	16.7
60	貝類	16.6

性世代別 健康目的での生鮮食品の品目別利用者割合



(MA)TOP10(単位: %)

男性							
10代		20代		30代		40代	
卵	35.6	卵	34.8	キャベツ	37.6	トマト・ミニトマト	45.6
キャベツ	33.3	キャベツ	33.7	卵	34.3	キャベツ	40.9
鶏肉 むね	31.0	鶏肉 ささみ	33.3	トマト・ミニトマト	32.7	青背魚	37.9
トマト・ミニトマト	29.9	鶏肉 むね	31.2	鶏肉 ささみ	29.7	たまねぎ	34.6
もやし	27.6	トマト・ミニトマト	29.1	たまねぎ	29.1	バナナ	32.5
じゃがいも	27.6	レタス	27.3	青背魚	28.4	卵	32.2
バナナ	26.4	ブロッコリー	25.9	鶏肉 むね	28.1	にんじん	30.1
レタス	25.3	バナナ	25.5	レタス	27.2	鶏肉 ささみ	28.0
きゅうり	25.3	鶏肉 もも	25.5	にんじん	25.7	ブロッコリー	26.4
にんじん	25.3	にんじん	24.5	バナナ	25.1	レタス	26.1

男性					
50代		60代		70代	
トマト・ミニトマト	54.7	トマト・ミニトマト	72.6	トマト・ミニトマト	76.3
キャベツ	51.5	キャベツ	63.2	青背魚	73.6
青背魚	48.0	青背魚	63.0	キャベツ	71.5
バナナ	44.7	たまねぎ	58.2	にんじん	70.1
たまねぎ	41.5	にんじん	56.8	しいたけ	66.4
にんじん	40.4	しいたけ	56.8	たまねぎ	65.4
レタス	37.1	バナナ	56.7	バナナ	64.0
卵	36.9	卵	52.1	卵	63.1
しいたけ	35.5	レタス	49.3	きゅうり	62.3
大根	33.6	きゅうり	48.8	じゃがいも	62.3

※TOTAL=男女計

TOTAL+20pt 以上

TOTAL+10pt 以上

TOTAL+5pt 以上

TOTAL-5pt 以下

TOTAL-10pt 以下

TOTAL-20pt 以下

性世代別 健康目的での生鮮食品の品目別利用者割合



(MA)TOP10(単位: %)

女性							
10代		20代		30代		40代	
トマト・ミニトマト	41.1	トマト・ミニトマト	44.5	トマト・ミニトマト	45.4	トマト・ミニトマト	53.3
バナナ	37.2	キャベツ	43.9	キャベツ	38.7	キャベツ	44.8
キャベツ	34.1	バナナ	32.3	卵	34.0	ブロッコリー	39.9
りんご	32.6	卵	32.3	バナナ	33.3	たまねぎ	38.6
レタス	28.7	鶏肉 ささみ	26.7	ブロッコリー	30.3	しめじ	37.7
みかん	27.1	鶏肉 むね	26.7	しめじ	29.6	卵	36.9
卵	27.1	ほうれん草	26.1	青背魚	29.4	にんじん	36.0
たまねぎ	25.6	レタス	24.9	鶏肉 むね	29.4	バナナ	35.6
鶏肉 ささみ	25.6	にんじん	24.6	たまねぎ	28.9	えのきたけ	35.4
きゅうり	24.8	りんご	24.6	にんじん	27.8	しょうが	34.4

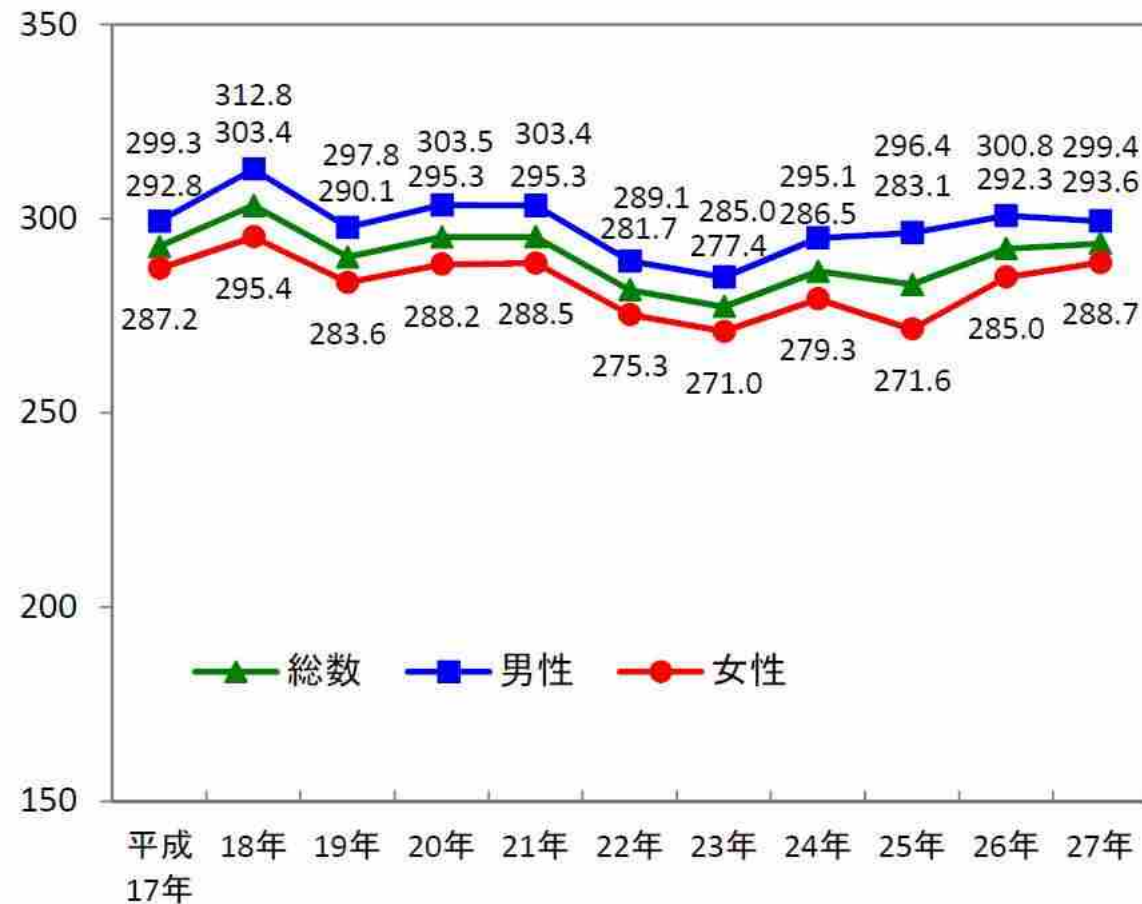
女性					
50代		60代		70代	
トマト・ミニトマト	64.1	トマト・ミニトマト	74.7	トマト・ミニトマト	77.7
青背魚	52.6	青背魚	66.3	青背魚	74.3
ブロッコリー	50.9	にんじん	65.4	たまねぎ	71.4
にんじん	47.2	たまねぎ	65.4	にんじん	70.0
たまねぎ	47.0	ブロッコリー	62.9	しいたけ	68.6
キャベツ	45.9	しいたけ	61.3	キャベツ	67.3
バナナ	44.5	キャベツ	59.5	ブロッコリー	67.0
しょうが	42.4	しめじ	58.3	しめじ	66.2
しいたけ	42.0	バナナ	57.0	ごぼう	63.3
卵	40.5	卵	55.8	バナナ	62.7

※TOTAL=男女計
TOTAL+20pt 以上
TOTAL+10pt 以上
TOTAL+5pt 以上
TOTAL-5pt 以下
TOTAL-10pt 以下
TOTAL-20pt 以下

でも、実際は・・・ ①

図 31-1 野菜摂取量の平均値の年次推移

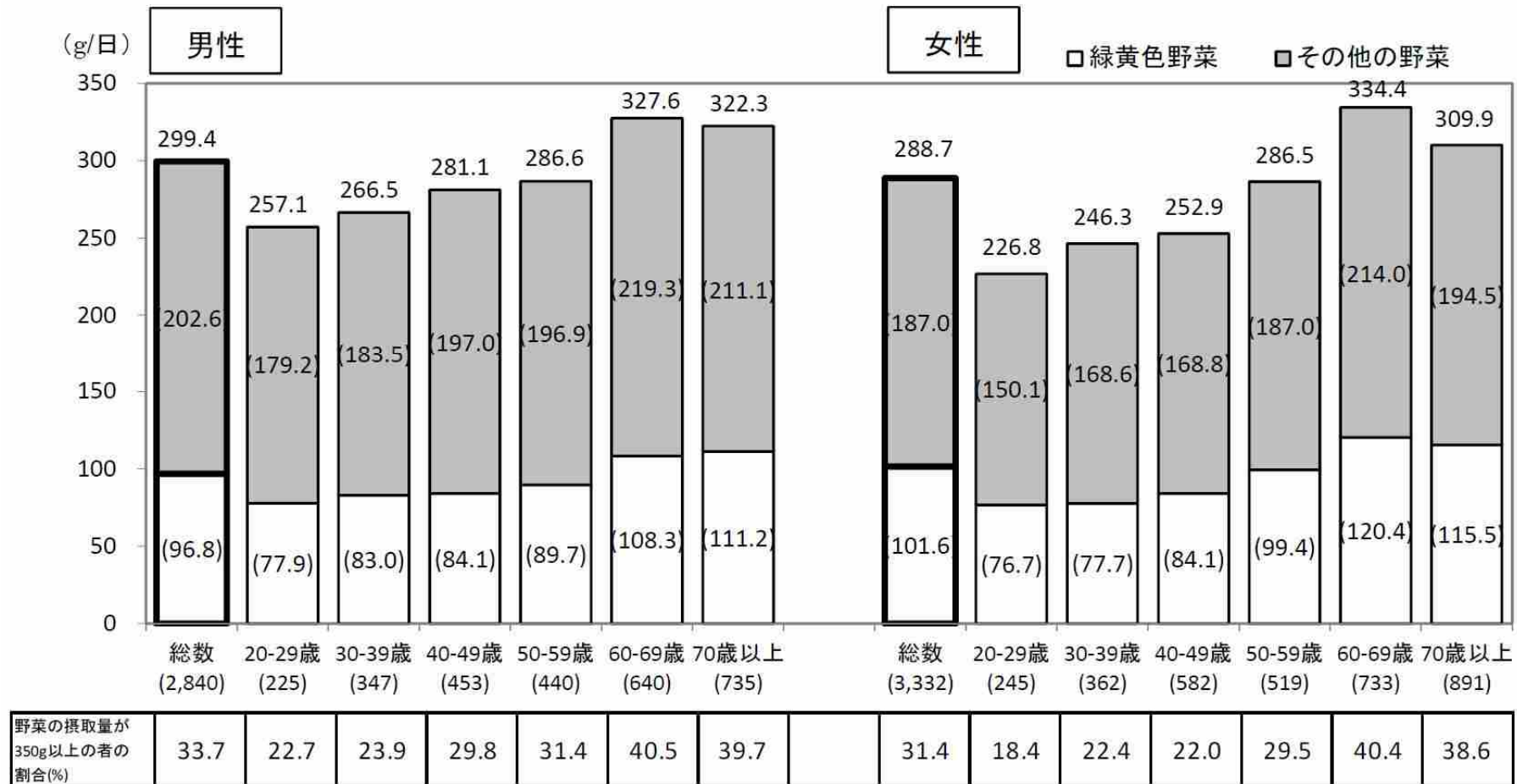
(g/日) (20 歳以上) (平成 17~27 年)



野菜摂取量の平均値は293.6g であり、男女別にみると男性299.4g、女性288.7g である。この10 年間でみると、総数、男女とも有意な変化はみられなかった。

でも、実際は・・・ ②

図 32 野菜摂取量の平均値(20 歳以上、性・年齢階級別)



出典: 厚生労働省「平成27 年国民健康・栄養調査結果の概要」

健康懸念・対処意向 男性

現在、関心のある事						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代
1	疲労回復	疲労回復	疲労回復	疲労回復	高血圧予防・改善	健康維持・増進
2	筋肉強化	体脂肪の抑制	体脂肪の抑制	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	健康維持・増進	高血圧予防・改善
3	栄養バランス	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	血糖値のコントロール
4	体力の増強・減退対策	口臭対策	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	体脂肪の抑制	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策
5	健康維持・増進	減量(とにかく体重を落とす)	減量(とにかく体重を落とす)	高血圧予防・改善	血液サラサラ	血液サラサラ
6	口臭対策	健康維持・増進	健康維持・増進	健康維持・増進	血糖値のコントロール	目の健康(ドライアイ対策を除く)
7	体臭対策	筋肉強化	体力の増強・減退対策	血液サラサラ	疲労回復	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制
8	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	体力の増強・減退対策	口臭対策	減量(とにかく体重を落とす)	体脂肪の抑制	疲労回復
9	減量(とにかく体重を落とす)	体臭対策	発毛・育毛、抜け毛・薄毛対策	体力の増強・減退対策	体力の増強・減退対策	体力の増強・減退対策
10	体脂肪の抑制	栄養バランス	体臭対策	発毛・育毛、抜け毛・薄毛対策	目の健康(ドライアイ対策を除く)	認知症予防

対処意向(健康食品・サプリメント)						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代
1	疲労回復	疲労回復	疲労回復	疲労回復	健康維持・増進	健康維持・増進
2	栄養バランス	体脂肪の抑制	体脂肪の抑制	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	高血圧予防・改善	目の健康(ドライアイ対策を除く)
3	筋肉強化	減量(とにかく体重を落とす)	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	体脂肪の抑制	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	高血圧予防・改善
4	体力の増強・減退対策	栄養バランス	減量(とにかく体重を落とす)	健康維持・増進	目の健康(ドライアイ対策を除く)	関節の健康
5	健康維持・増進	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	高血圧予防・改善	血糖値のコントロール	疲労回復
6	減量(とにかく体重を落とす)	筋肉強化	健康維持・増進	血液サラサラ	疲労回復	体力の増強・減退対策
7	美肌・肌ケア	発毛・育毛、抜け毛・薄毛対策	肝機能の保護	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	血液サラサラ	血糖値のコントロール
8	体脂肪の抑制	健康維持・増進	発毛・育毛、抜け毛・薄毛対策	目の健康(ドライアイ対策を除く)	関節の健康	血液サラサラ
9	目の健康(ドライアイ対策を除く)	体力の増強・減退対策	栄養バランス	血糖値のコントロール	体力の増強・減退対策	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制
10	発毛・育毛、抜け毛・薄毛対策	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	精力の増強・減退対策	精力の増強・減退対策	体脂肪の抑制	整腸・便秘の改善

出典:「健康食品・サプリメント+ヘルスケアフード使用自体調査レポート 2017年版」

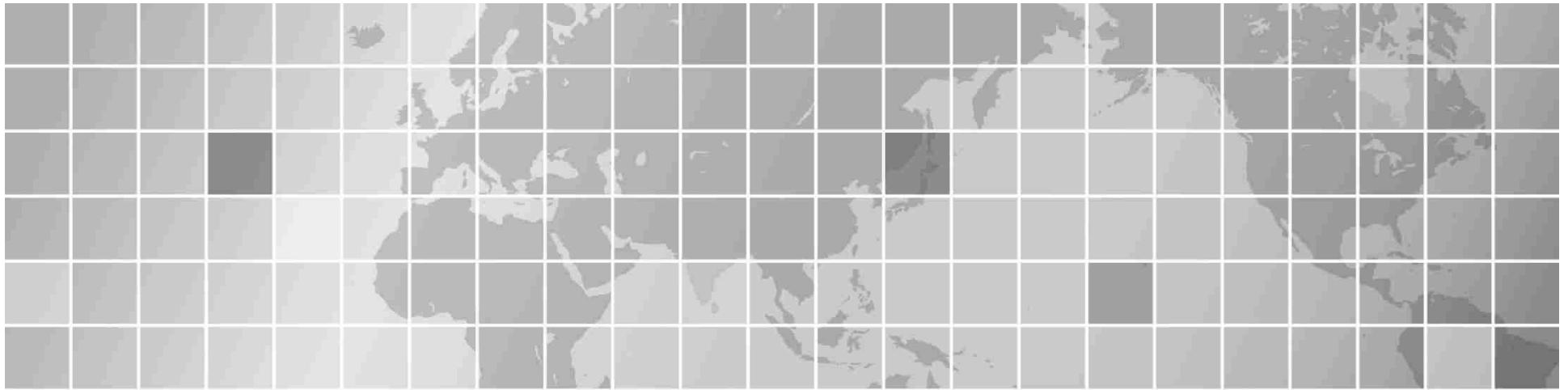
健康懸念・対処意向 女性



現在、関心のある事						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代
1	美肌・肌ケア	美肌・肌ケア	疲労回復	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	健康維持・増進	健康維持・増進
2	痩身(スタイル良くスリムになる)	疲労回復	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	疲労回復	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	骨の健康
3	疲労回復	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	美肌・肌ケア	美肌・肌ケア	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策
4	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	痩身(スタイル良くスリムになる)	痩身(スタイル良くスリムになる)	健康維持・増進	骨の健康	認知症予防
5	生理痛・生理不順対策	栄養バランス	減量(とにかく体重を落とす)	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	疲労回復	関節の健康
6	栄養バランス	減量(とにかく体重を落とす)	健康維持・増進	体脂肪の抑制	血液サラサラ	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制
7	減量(とにかく体重を落とす)	むくみ対策	栄養バランス	血液サラサラ	関節の健康	高血圧予防・改善
8	むくみ対策	冷え性対策	整腸・便秘の改善	減量(とにかく体重を落とす)	目の健康(ドライアイ対策を除く)	血液サラサラ
9	整腸・便秘の改善	整腸・便秘の改善	体脂肪の抑制	更年期障害対策	栄養バランス	目の健康(ドライアイ対策を除く)
10	冷え性対策	健康維持・増進	更年期障害対策	整腸・便秘の改善	認知症予防	栄養バランス

対処意向(健康食品・サプリメント)						
	20代	30代	40代	50代	60代	70代
1	美肌・肌ケア	美肌・肌ケア	美肌・肌ケア	美肌・肌ケア	健康維持・増進	健康維持・増進
2	痩身(スタイル良くスリムになる)	痩身(スタイル良くスリムになる)	疲労回復	疲労回復	骨の健康	骨の健康
3	減量(とにかく体重を落とす)	減量(とにかく体重を落とす)	更年期障害対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	目の健康(ドライアイ対策を除く)	関節の健康
4	疲労回復	疲労回復	痩身(スタイル良くスリムになる)	健康維持・増進	関節の健康	目の健康(ドライアイ対策を除く)
5	栄養バランス	栄養バランス	減量(とにかく体重を落とす)	目の健康(ドライアイ対策を除く)	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	認知症予防
6	生理痛・生理不順対策	貧血予防・改善	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	血中脂質(中性脂肪やコレステロール)の抑制	美肌・肌ケア	血液サラサラ
7	整腸・便秘の改善	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	整腸・便秘の改善	減量(とにかく体重を落とす)	疲労回復	整腸・便秘の改善
8	貧血予防・改善	整腸・便秘の改善	健康維持・増進	整腸・便秘の改善	血液サラサラ	栄養バランス
9	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	むくみ対策	体脂肪の抑制	血液サラサラ	整腸・便秘の改善	美肌・肌ケア
10	むくみ対策	体脂肪の抑制	貧血予防・改善	更年期障害対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策	首・肩・腰のハリ・コリ・痛み対策

出典:「健康食品・サプリメント+ヘルスケアフード使用自体調査レポート 2017年版」



機能性表示食品制度概要

機能性表示食品とは

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官に届け出られたもの。

ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。

◆根拠法等

食品表示法に基づく食品表示基準(内閣府令)において、報告書で取りまとめられた制度の基本事項を規定。制度の運用に係る事項は、ガイドライン等で具体的に規定。

(食品表示基準 第二条第一項第十号)

疾病に罹患していない者(未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。))及び授乳婦を除く。)に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的(疾病リスクの低減に係るものを除く。)が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品(健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第一項の規定に基づく許可又は同法第二十九条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という。)、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。)であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

用語の説明 ①

- 機能性関与成分: 機能性表示食品の有効成分
- 関与成分: 特定保健用食品(トクホ)の有効成分
- 作用機序: 体の中で成分がどのように働いているかという仕組み
- 臨床試験: ヒトを対象とした試験(ヒト介入試験)
- 観察研究: 暴露要因と疾病との関係を人為的な操作を加えることなく、観察のみで関連を明らかにする研究方法
 - ある要因にさらされた(暴露した)集団(たとえば喫煙習慣がある群)と、さらされていない(暴露していない)集団(たとえば喫煙習慣がない群)を追跡観察し、研究対象となる疾患(たとえば肺がん)にかかる確率を調査して比較する
- 研究レビュー(システマティックレビュー=SR): 系統的レビュー「論文を検索する規則を予め定め、漏れや偏りが生じないように系統的に集め、系統的に評価する方法による総説」
 - 研究レビューの結果、Totality of Evidence(網羅的な科学的根拠の検証)の観点から肯定的と判断されること
 - 関連研究について、肯定的・否定的内容及び研究デザインを問わず、全て検討し、総合的観点から肯定的といえるかどうかを判断すること

用語の説明 ②

- アウトカム: 臨床試験における介入又は観察研究における曝露等による転帰や帰結のこと。臨床試験においては、エンドポイントやアウトカム評価項目とも呼ばれる。
- 定量分析: 成分の量を測定すること
- 定性分析: どのような成分が含まれているか調べること
 - パターン分析: 特徴的なクロマトグラム(クロマトグラフィーによって得られる分離像)のパターンを見出し、このパターンに基づいて定性的(同一種類であることについて)確認を行うこと
 - クロマトグラフィー: 物質を分離し、分析するための方法
- in vitro試験: 試験管や培養器などの中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、成分の反応調べる試験
- in vivo試験: マウスなどの実験動物を用い、生体内に直接被験物質を投与し、生体内や細胞内での成分の反応を調べる試験

機能性表示食品制度の概要

【安全性】対象となる食品・成分の範囲

- ① 十分な食経験があるかを評価
- ② ①で不十分な場合、試験により安全性を確認
(ただし、アルコール含有飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く)

【安全性】摂取量の在り方／ 生産、製造及び品質管理

- ① 摂取量を踏まえた製品規格を設定
- ② 最終製品の分析(①の規格への合致の確認)

【機能性】科学的根拠のレベル

- ① 最終製品を用いた臨床試験
- ② 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビューのいずれかにより、機能性の根拠を評価

【機能性】適切な機能性表示の範囲

- ① 原則として疾病に罹患していない人を対象とし、
(病者、未成年者、妊産婦、授乳婦への訴求はしない)
- ② 部位も含めた健康維持・増進に関する表示
(疾病の治療・予防を目的とする表示は対象としない)

【機能性・安全性】消費者に誤解を与えないための表示の在り方

- ① 国の評価を受けたものではない旨、病気の治療等を目的とするものではない旨等をパッケージへ表示
- ② 安全性・機能性の科学的根拠を情報開示

【国の関与】食品表示制度としての国の関与の在り方

- ① 事業者は、製品情報、安全性・機能性の科学的根拠、表示事項等を販売60日前までに消費者庁に届出
- ② 届出情報は原則として消費者庁ウェブサイトで公表

製品の販売開始

【安全性】健康被害等の情報収集

- ① 企業による健康被害等の情報収集体制の構築(お客様相談室の設置等)
- ② 行政による健康被害等の効率的な収集(消費生活センターの対応強化等)

【安全性】危険な商品の流通防止措置等

- ① 消費者への注意喚起の実施
- ② 回収、販売禁止措置等の実施

機能性表示食品制度における機能性評価



- ① 最終製品による臨床試験
 - ② 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー
のいずれかにより、機能性の根拠を評価
- 本ガイドラインにおける「臨床試験」は、「特定保健用食品の表示許可等について」の別添2「特定保健用食品申請に係る申請書作成上の留意事項」で規定する「ヒトを対象とした試験」と同意とする。

2018年2月2日現在:

臨床試験:69 研究レビュー:1,163(最終製品1)

機能性表示食品の販売に必要な手続き①

届出を行う前に次のことを確認します。1～6のすべてを満たした上で、届出を行う必要があります。

1.機能性表示食品の対象食品となるかを判断する

以下のチェック項目に該当するものは、対象食品とはなりません。

- ❑ 疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む。)、授乳婦を対象に開発された食品
- ❑ 機能性関与成分が明確でない食品
- ❑ 機能性関与成分が、厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が定められた栄養素である食品
- ❑ 特別用途食品(特定保健用食品を含む。)、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料
- ❑ 脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類(単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。)ナトリウムの過剰な摂取につながる食品

2.安全性の根拠を明確にする

(1)以下のいずれかにより、安全性を評価し、説明できなければなりません。

- ❑ 喫食実績による食経験の評価
- ❑ データベースの2次情報などの情報収集
- ❑ 最終製品又は機能性関与成分における安全性試験を実施

(2)機能性関与成分の相互作用に関する評価を行い、相互作用がある場合は販売の適切性を説明できなければなりません。

- ❑ 機能性関与成分と医薬品の相互作用の有無を確認し、相互作用が認められる場合は、販売することの適切性を科学的に説明できること
- ❑ 機能性関与成分を複数含む場合、当該成分同士の相互作用の有無を確認し、相互作用が認められる場合は、販売することの適切性を科学的に説明できること

機能性表示食品の販売に必要な手続き②

3.生産・製造及び品質の管理体制を整える

生産・製造における衛生管理・品質管理の観点から、安全性を確保できる体制を整え、これを説明しなければなりません。

- 加工食品における製造施設・従業員の衛生管理などの体制／生鮮食品における生産、採取、漁獲などの衛生管理体制
 - 規格外製品の流通を防止するための取組の体制
 - 機能性関与成分及び安全性の担保が必要な成分に関する定量試験の分析方法など
- ※ HACCAP、GMPなどに自主的、積極的に取り組むことが望ましい。

4.健康被害の情報収集体制を整える

健康被害の発生の未然防止及び拡大防止のため、情報収集し、報告を行う体制を整備しなければなりません。

- 消費者、医療従事者などから健康被害の報告を受け取るための体制を整えること

5.機能性の根拠を明確にする

以下のいずれかにより、表示しようとする機能性の科学的根拠が説明できなければなりません。

- 最終製品を用いた臨床試験の実施（特定健康用食品と同等の水準）
- 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビュー（システマティックレビュー）

機能性表示食品の販売に必要な手続き③

6.適正な表示を行う

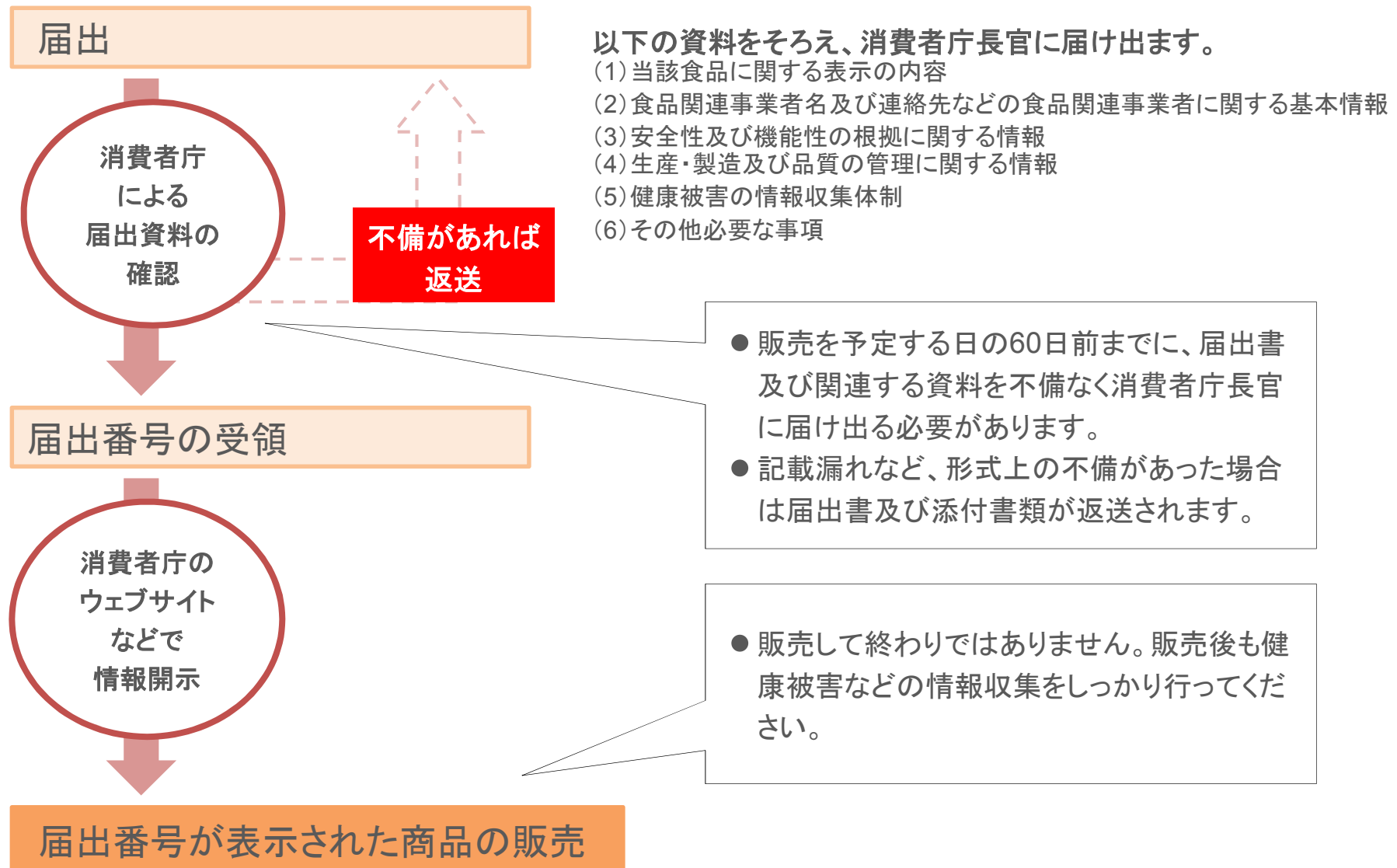
容器包装に適正な表示が行われていなければなりません。

- 食品表示基準、同基準に関する通知及びQ&A、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に基づいて表示すること

※このページに記載している手続きは「機能性表示食品」制度の概略をお示ししたものです。実際に届出を行う場合には、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」並びに食品表示基準などをご覧ください。



機能性表示食品の販売に必要な手続き④



出所：消費者庁「機能性表示食品制度が始まります！」

全体スケジュールの決定

- ① 機能性関与成分の決定
- ② 製品規格、分析方法の確立
- ③ 製品仕様の決定
- ④ 可能な機能性表示の検討
- ⑤ 安全性の確認
- ⑥ 科学的根拠スクリーニング
- ⑦ 研究レビュー(研究レビューの場合、臨床試験論文有りの場合はスキップ)
- ⑧ 届出書類作成

機能性表示食品届出までのアクションプラン

(株)						
タスク	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機能性関与成分決定						
製品規格、分析方法の確立						
製品仕様決定						
可能な機能性表示の検討						
安全性の確認						
科学的根拠スクリーニング						
研究レビュー						
届出書類作成						

最初に、

- ・ どの訴求(ヘルス・ベネフィット)でビジネスをするのか？
- ・ どの素材・成分でビジネスをするのか？

について検討をした上で、既存商品の見直し、或いは新商品開発を行うかを決定する。その結果に基づいて製品仕様を決定し、どのような機能性表示をしたいのか、様々な視点から検討する。

機能性表示の仕方により、ターゲットもコミュニケーションの内容も変わってくる。可能な機能性表示の幅や深さを意識しながら、訴求ポイント、ターゲットを考えていくことが最初のステップとなる。

■ 使用原料(機能性関与成分)の選定

- 機能性関与成分が明確になっており、分析が可能なこと
- 以下のいずれかに基づき、機能性関与成分の作用機序が考察できること
 - in vitro及びin vivo試験、または
 - 臨床試験

→ まず、「別紙様式(Ⅶ)－3」を書いてみる事を推奨

■ 品質管理方法の設定

- 最終製品での規格値(機能性関与成分、安全性に関わる成分)を設けて分析を行う
- 原料の基原の保証試験(定量試験＋定性的なパターン分析)の方法の確立

→ まず、「別紙様式(Ⅲ)－3」を書いてみる事を推奨

- サプリメント形状の商品は崩壊性試験

■ 安全性の確認

- 食経験の情報を収集し、評価する(販売実績のみで終わらない)
- 食経験が十分ではないものについては、既存の安全性試験に関する情報を評価する(トクホの安全性評価に必要な情報を参考に)
 - 過剰摂取試験、長期摂取試験
- 食経験の評価や既存情報により安全性の評価ができない場合は、機能性関与成分または最終製品における安全性試験を実施する
- 機能性関与成分と医薬品との相互作用の有無の確認
- 機能性関与成分を複数含む場合は、機能性関与成分同士の相互作用等の有無の確認

■ 機能性の評価

- 最終製品又は機能性関与成分に関する研究レビューについて
 - サプリメント形状は臨床試験、その他加工食品および生鮮食品は臨床試験又は観察研究における査読付き学術論文で肯定的な結果が得られていること
- 最終製品による臨床試験について
 - 研究計画を事前登録し、国際的コンセンサスの得られた指針(CONSORT声明等)に準拠した形式で査読付き論文に投稿する

機能性表示の作り方

- 機能性表示食品の商品開発において重要な位置付けとなる
- 「最終製品を用いた臨床試験」の場合
 - その論文のエンドポイントから機能性表示を作ることになるので、比較的シンプルに作れる
- 「研究レビュー」の場合
 - 届出書類のうち「別紙様式(V)-16 研究レビューの結果と表示しようとする機能性表示の関連性に関する評価シート」の内容が重要になる
 - 事前に機能性表示(届出表示)のワーディング(表現作り)とスクリーニングを行うことが重要になる
 - この場合、機能性の根拠となるエビデンスについてだけでなく、安全性情報や医薬品等との相互作用についてもスクリーニングを済ませておくが良い
 - SRの際に重要なポイントは、一般化可能性(外挿性)を踏まえた研究デザインの設計・選択
 - この機能性を実証するには、どういう人たちを対象に、どのような研究デザインとすべきか(どのような論文を選ぶべきか)
 - このような対象者・デザインの研究(論文)から、どこまでのことが言えるか

軽微なミスに気を付ける

- 誤字・脱字
- 商品名のアルファベット等にルビがない
- 機能性関与成分名がページによって異なる
- 機能性関与成分を含む原材料名とパッケージの原材料欄の原材料名とが異なる
- チェック欄のチェックが抜けている ☒
- 届出資料の商品名とパッケージ見本の商品名が異なる
- 試験成績書の商品名と届出書類の商品名が異なる場合の説明が抜けている
- 必要な添付資料がない、など

■ 機能性関与成分

機能性関与成分を「○○○○○」としていますが、健康増進法（平成14 年法律第103 号）第16 条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる成分（○○○○○）は対象外です。

■ 表示しようとする機能性

「疾病の治療効果および予防効果を暗示する表現は認められない」

「本制度においては、疾病の治療効果又は予防効果を暗示する表現は認められておらず、疾病症状の有無をアウトカムとすることは適切ではない。」

「○○力とは具体的に何を意味するのか。消費者に誤認を与える内容でないか、コンセンサスの得られた用語であるかご確認いただきたい」

「「○○○○機能」が健康の維持及び増進の範囲を超えた、意図的な健康の増強を標榜した内容ではないか御確認いただきたい。」

届出するために必要な事

- 経営者の理解・支援
- 組織体制
 - 専任者を決める(兼任は避ける)
 - 特に管理職の兼任はNG
- 届出ガイドラインを徹底的に理解する
 - 軽微なミスを犯さない
- 選択と集中
- 分析
 - 安価で分析可能な自治体等の施設を活用すると良い
- 研究レビュー
 - 研究レビューを提供、サポートしてくれる原料会社の原料を使用する
 - データベース使用、英語論文を読める人材がいれば自社でも可能
 - 専門機関に委託

- 記入事項の漏れ、ミスを防ぐためにも「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」以外にも2015年6月2日公表の「機能性表示食品の届出書類作成にあたっての留意事項」を熟読し、同9月30日公表の「機能性表示食品の届出書類作成に当たっての確認事項」で届け出る書類の内容をチェックすることを徹底する
- 届出資料の不備事項で、最も指摘が多のが「表示する機能性」についてである
 - 研究レビューや臨床試験の結果が、表示する機能性の根拠として適切であるか、表示内容が疾病の治療効果や予防効果を暗示しないか、等
- 「別紙様式(Ⅰ)」は、一番最後に書く

機能性表示食品制度へ対応するための要件



- 機能性関与成分に関する必要条件は以下のとおりである。
→まずは該当商品の機能性関与成分について5つの要件を確認

1.機能性関与成分の明確化

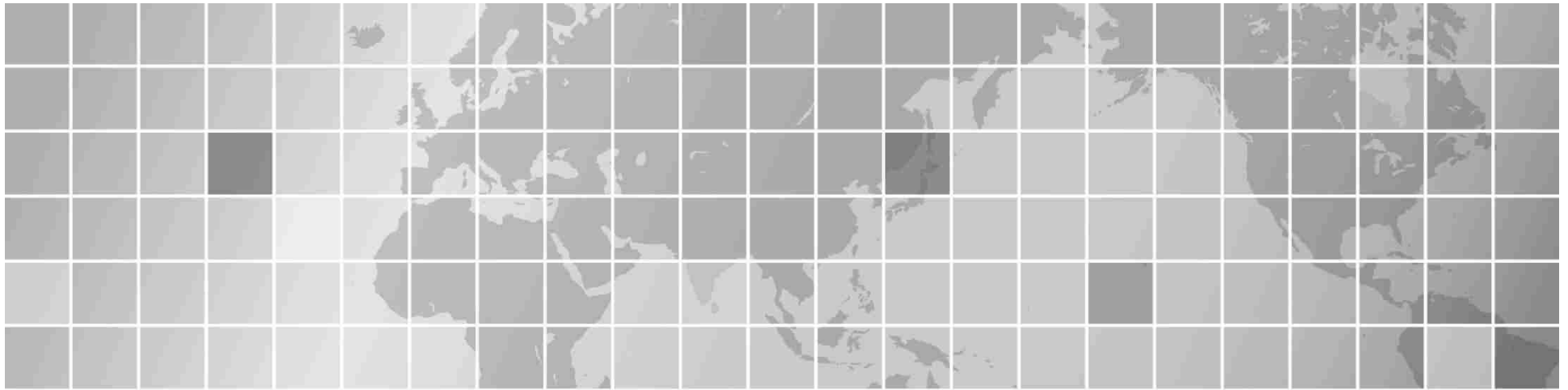
2. 作用機序が考察できる事

3.安全性の確認ができる事

4.原料の基原の保証試験

5.機能性関与成分の量に関する規格*

*.最終製品で分析できること



機能性表示食品は難しそう？

栄養強調表示

補給ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの



○栄養成分が**多いことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	高い旨	含む旨	強化された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以上		・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以上 ・強化された量(割合)を明記
強調表示の表現例	高○○ △△豊富 ××多く含む	○○含有 △△源 ××入り	○○30%アップ △△2倍
該当する栄養成分	たんぱく質、食物繊維、亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸		

適切な摂取ができる旨の表示

国民の栄養摂取の状況からみて、その過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えるもの



○栄養成分が**少ないことを強調**する場合の表示の基準

栄養強調表示の種類	含まない旨	低い旨	低減された旨
	絶対表示		相対表示
強調表示に必要な基準	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値未満	食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以下	・比較対象商品との成分量の差が食品100g(もしくは飲用に供する液状100ml)当たりで規定された基準値以上 ・低減された量(割合)を明記
強調表示の表現例	無○○ △△ゼロ ノン×× ☆☆フリー	低○○ △△控えめ ××ライト	○○30%カット △△～gオフ ××ハーフ
該当する栄養成分	熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類、ナトリウム		

栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの

第1欄 栄養成分	第2欄 高い旨の 表示の基準値		第3欄 含む旨の 表示の基準値		第4欄 強化された旨の 表示の基準値
	食品100g当たり（括弧内は、 一般に飲用に供する液状の 食品100ml当たりの場合）	100kcal 当たり	食品100g当たり（括弧内は、 一般に飲用に供する液状の 食品100ml当たりの場合）	100kcal 当たり	食品100g当たり（括弧内は、 一般に飲用に供する液状の食 品100ml当たりの場合）
たんぱく質	16.2g (8.1g)	8.1g	8.1g (4.1g)	4.1g	8.1g (4.1g)
食物繊維	6g (3g)	3g	3g (1.5g)	1.5g	3g (1.5g)
亜鉛	2.64mg (1.32mg)	0.88mg	1.32mg (0.66mg)	0.44mg	0.88mg (0.88mg)
カリウム	840mg (420mg)	280mg	420mg (210mg)	140mg	280mg (280mg)
カルシウム	204mg (102mg)	68mg	102mg (51mg)	34mg	68mg (68mg)
鉄	2.04mg (1.02mg)	0.68mg	1.02mg (0.51mg)	0.34mg	0.68mg (0.68mg)
銅	0.27mg (0.14mg)	0.09mg	0.14mg (0.07mg)	0.05mg	0.09mg (0.09mg)
マグネシウム	96mg (48mg)	32mg	48mg (24mg)	16mg	32mg (32mg)
ナイアシン	3.9mg (1.95mg)	1.3mg	1.95mg (0.98mg)	0.65mg	1.3mg (1.3mg)
パントテン酸	1.44mg (0.72mg)	0.48mg	0.72mg (0.36mg)	0.24mg	0.48mg (0.48mg)
ビオチン	15 μg (7.5 μg)	5 μg	7.5 μg (3.8 μg)	2.5 μg	5 μg (5 μg)
ビタミンA	231 μg (116 μg)	77 μg	116 μg (58 μg)	39 μg	77 μg (77 μg)
ビタミンB ₁	0.36mg (0.18mg)	0.12mg	0.18mg (0.09mg)	0.06mg	0.12mg (0.12mg)
ビタミンB ₂	0.42mg (0.21mg)	0.14mg	0.21mg (0.11mg)	0.07mg	0.14mg (0.14mg)
ビタミンB ₆	0.39mg (0.20mg)	0.13mg	0.20mg (0.10mg)	0.07mg	0.13mg (0.13mg)
ビタミンB ₁₂	0.72 μg (0.36 μg)	0.24 μg	0.36 μg (0.18 μg)	0.12 μg	0.24 μg (0.24 μg)
ビタミンC	30mg (15mg)	10mg	15mg (7.5mg)	5mg	10mg (10mg)
ビタミンD	1.65 μg (0.83 μg)	0.55 μg	0.83 μg (0.41 μg)	0.28 μg	0.55 μg (0.55 μg)
ビタミンE	1.89mg (0.95mg)	0.63mg	0.95mg (0.47mg)	0.32mg	0.63mg (0.63mg)
ビタミンK	45 μg (22.5 μg)	30 μg	22.5 μg (11.3 μg)	7.5 μg	15 μg (15 μg)
葉酸	72 μg (36 μg)	24 μg	36 μg (18 μg)	12 μg	24 μg (24 μg)

出典：東京都「大切です！食品表示」 【強化された旨の表示】たんぱく質及び食物繊維にあっては他の食品に比べて強化された割合が25%以上のものに限る

栄養機能食品の規格基準

栄養成分	1日当たりの摂取目安量 に含まれる当該栄養成分		栄養機能表示	注意喚起表示
	上限値	下限値		
亜鉛	2.10mg	15mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	840mg	2,800mg	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	210mg	600mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
鉄	2.25mg	10mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

栄養成分	1日当たりの摂取目安量 に含まれる当該栄養成分		栄養機能表示	注意喚起表示
	上限値	下限値		
鉄	2.25mg	10mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.18mg	6mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
マグネシウム	75mg	300mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便(下痢)になることがあります。1日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.3mg	60mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.65mg	30mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

栄養成分	1日当たりの摂取目安量 に含まれる当該栄養成分		栄養機能表示	注意喚起表示
	上限値	下限値		
ビオチン	14 μ g	500 μ g	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンA	135 μ g	600 μ g	ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。 ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 妊娠3か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。
ビタミンB1	0.30mg	25mg	ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB2	0.33mg	12mg	ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンB6	0.30mg	10mg	ビタミンB6は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

栄養成分	1日当たりの摂取目安量 に含まれる当該栄養成分		栄養機能表示	注意喚起表示
	上限値	下限値		
ビタミンB12	0.60 μ g	60 μ g	ビタミンB12は、赤血球の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンC	24mg	1,000mg	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	1.50 μ g	5.0 μ g	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンE	2.4mg	150mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンK	45 μ g	150 μ g	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 血液凝固阻止薬を服用している方は本品の摂取を避けてください。

栄養成分	1日当たりの摂取目安量 に含まれる当該栄養成分		栄養機能表示	注意喚起表示
	上限値	下限値		
葉酸	60 μ g	200 μ g	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。
n-3系脂肪酸	0.6g	2.0g	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

ご清聴
ありがとうございました

株式会社グローバルニュートリショングループ
武田 猛

ttakeda@global-nutrition.co.jp